

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第130条第5項中「指名債権」を「債権」に、「第364条第1項」を「第364条」に改める。

第131条第2項第5号中「指名債権」を「債権」に改める。

第137条(見出しを含む。)中「時効中断」を「時効の更新又は完成猶予」に改める。

別記第29号様式中

「中断期間」

を

「時効更新等」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。